



中小企業の成長力を高める地域金融機関へ

2013 年 3 月
公益社団法人 経済同友会

目 次

はじめに	1
------------	---

現状認識・問題意識

I. 地域金融機関における中小企業金融の現状	2
(1) 資金需要の状況	
(2) 中小企業向け貸出の減少	
(3) 求められる資本金の供給	
(4) 少額投資を活用した新しい資金調達の動きと地域金融機関の連携	
II. 中小企業金融に対する行政の影響	5
(1) 借手保護の政策による弊害	
(2) 金融検査マニュアルにおける問題	
(3) 預金保険料率の水準についての問題	

提言

I. 地域金融機関による取り組みが必要な提言	8
(1) 地域金融機関による中小企業への資金供給を拡大する	
(2) 中小企業への個人による資金供給の拡大を支援する	
(3) 中小企業の海外進出に対する支援機能を強化する	
II. 制度改正、法令改正が必要な提言	11
(1) 中小企業金融円滑化法の確実な終了を求める	
(2) 銀行による事業会社への出資規制を緩和する	
(3) 所要自己資本をバーゼルの基準よりも下げる	
(4) 適切な預金保険料率への見直しを検討する	
III. 金融行政の運営における見直しが必要な提言	13
(1) 信用秩序維持のために、金融検査はリスク管理の検証を中心とする	
(2) 中小企業金融における官民の役割分担を明確化する	
おわりに	13
参考資料	15

はじめに

バブル崩壊後、金融機関の貸出は、長期的に減少傾向にある。この背景には、経済の低迷に伴う資金需要の縮小や設備投資の減少に加え、起業数が増加していないことがあり、普通銀行の融資だけでなく、生命保険会社、信託銀行の長期融資も減少している¹。また、長きにわたる超低金利政策の下、貸出金利、預金金利の低下と利ざやの縮小は、金融機関の収益を圧迫する要因の一つになっている。

他方、日本版金融ビッグ・バンにより、資本市場からの長期資金の供給拡大が期待されたが、企業、とりわけ中小企業の資金調達では、依然として銀行等からの借入の割合が大きく、資本市場からの調達割合は伸びていない²。

中小企業における新陳代謝を促進し、競争力ある中小企業を増やすことは、日本経済の構造改革における課題の一つである。これを進めるためには、金融が本来の機能を発揮しながら、中小企業を支援していくことが不可欠であり、その役割の主たる担い手として、地域金融機関に寄せられる期待は大きい。

本提言では、資本性資金の供給等、成長性のある中小企業の発展を支えるために地域金融機関に期待される取り組みについて提言する。加えて、銀行がリスクとリターンの適切な関係を前提とした中小企業への資金供給を行うために、金融行政に求める環境整備を提言する。

¹ 生命保険会社の一般貸付残高は、1990年度の約47兆円から2008年度には約29兆円(38%減)となり、株式保有残高は、約29兆円から約16兆円(46%減)となった(生命保険協会「生命保険事業概況(平成22年度版)」参照)。また、金融機関の信託勘定における貸付残高は、1990年の約33兆円から2011年には約2.6兆円(92%減)となった(日本銀行「民間金融機関の資産・負債」参照)。

² 中小企業(金融業、保険業以外の業種、資本金1千万円以上1億円未満)の資金調達構成割合を見ると、社債は1990年度にはほぼゼロだったが、2011年度は1.3%に、また、資本金は1990年度の2.9%から2011年度は4.0%になっている(財務省「法人企業統計」参照)。

現状認識・問題意識

I. 地域金融機関における中小企業金融の現状

(1) 資金需要の状況

中小企業における資金需要は、全般的には低調である³。しかし、地域による違いはあるものの、成長分野の事業や海外事業に取り組もうとする中小企業が多い地域では、潜在的な資金需要があると考えられる。実際、成長性のある中小企業であることが認識されると、金融機関からの貸出がその企業に集中し、激しい金利競争が展開されることもある。

①長期資金、資本性資金の供給拡大への期待

今後、国内では、太陽光や風力等を活用した新エネルギー、医療・介護サービス、ヘルスケア、子育て支援等の産業で成長が期待され⁴、これらの分野では資金需要が見込める。また、既存の産業であっても、例えば、観光業の活性化を促す宿泊施設の設備更新や、農業の付加価値向上を図る6次産業化等でも長期資金を要する。

しかし、緩和的金融政策により資金の流動性はあるものの、こうした成長が期待される分野や、地域経済の活性化に寄与する中小企業への長期資金、資本性資金の供給は進んでいない⁵。

³ 日本銀行「主要銀行貸出動向アンケート調査」(2012年10月22日)における中小企業向け資金需要判断D.I.は1%ポイント。大企業向けD.I.は6%ポイント、中堅企業向けD.I.は3%ポイント。

⁴ 2020年の生産創出額は、新しいエネルギー産業で19.1兆円、ヘルスケア・子育て支援産業で11.6兆円と推計される(経済産業省 産業構造審議会新産業構造部会 報告書『経済社会ビジョン「成熟」と「多様性」を力に～価格競争から価値創造経済へ～』参照)。

⁵ みずほ総合研究所「地域経済における金融機能の向上に関する調査研究」によれば、国内取引における金融機関へのニーズ・要望として、「事業内容の情報収集と担保・保証の解除」が14.9%、「金利が高くても担保・保証人が不要な借入」が14.2%あり、中堅・中小企業のなかには、金融機関がリスクをとり資金供給することを望む意見がある(金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」2012年2月15日会合資料参照)。

②中小企業の海外進出、輸出促進に伴う資金需要

現在、中小企業においても新興国の経済成長を積極的に取り込む動きが顕著になっている。中国、東南アジアでは、日本の企業、金融機関が持つ高度経済成長期の事業モデルが十分に応用できる。したがって、これまで国内のみで事業を行ってきた企業でも、新興国に進出し、成功できるケースがある。海外事業を成功させるには、長期的取り組みが必須であることから、進出する中小企業では、長期の親子貸付資金、設備資金、長期運転資金等の需要がある。

また、中小企業のなかには、グローバルに見て優れた技術・ノウハウを持つ企業があり、そうした企業の製品の輸出促進が必要である。しかし、輸出の相手国によっては、商習慣や国策により、輸出製品の代金回収までが長期化することもある。こうしたリスクには、中小企業向けの貿易保険⁶の活用や、迅速な「つなぎ融資」が対応策となる。

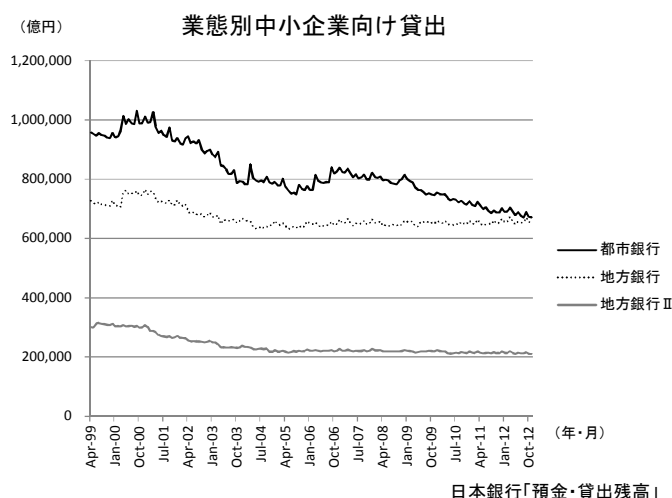
中小企業の海外での事業展開が進むなか、政府では、JETRO（日本貿易振興機構）が日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、全国地方銀行協会と覚書を締結し、JETRO の持つ海外情報の活用や、海外事務所での人材の受け入れを行う等、各種の支援策を実施している。

今後は、政府の支援策の活用を地域金融機関でさらに進め、海外進出に伴うリスクを軽減しながら、現地でのより円滑な資金調達や事業活動を後押しすることが課題である。

（２）中小企業向け貸出の減少

しかし、現実には地域金融機関における中小企業向け貸出は、長期的に伸びていない。

この背景には、中小企業が成長する萌芽を持つにもかかわらず、それを顕在化できていないことがある。また、グローバル化の進展等により経済の変化が速く



⁶ 独立行政法人 日本貿易保険では、資本金 10 億円未満の中小・中堅企業を対象とした申込み手続きが簡単な「中小企業輸出代金保険」を提供している。

なり、企業にとって高度経済成長期に比べリスクを取る難しさが増していることもある。

一方、バブル崩壊後の地域金融機関の貸出業務体制の見直しにより、中小企業への支援が脆弱化した。具体的には、取引店舗と顧客である中小企業との距離が遠くなったことや、融資担当者一人当たりの担当件数が増加したことが地域金融機関の貸出行動に変化をもたらした。

また、自己資本比率規制に対応するなかで、貸出判断において財務諸表にもとづく情報が重視され、企業の事業内容や技術力、経営計画等の非財務情報も踏まえた判断が行われ難くなっている。

加えて、成長性のある中小企業では融資の担保として提供できる不動産を保有していないことが多い。そのような場合でも、売掛債権や在庫等の事業収益資産を担保とした融資が考えられ、地域金融機関における動産評価の能力向上が課題となる。

(3) 求められる資本性資金の供給

こうした状況において、地域金融機関が中小企業の成長を支援し、地域の産業振興を担うためには、単に貸出を増やせばよいという話ではない。

潜在力のある中小企業が成長するためには、成長戦略の立案、情報とノウハウの収集と活用、そのための人材確保が必要であり、これらの実現により売上げが伸びて初めて、次の成長段階のための資金需要が生まれてくる。そこまでを視野に入れて地域金融機関が中小企業の経営を支援しようとするれば、現在のような低利のシニアローンではコスト的に難しく、資本性資金の供給でリターンを確保することが必要になる。

(4) 少額投資を活用した新しい資金調達の動きと地域金融機関の連携

他方、現在、地域の中小企業の事業や社会貢献活動等を支援する資金を個人から集めるプラットフォームをウェブサイト上に構築し、運営する主体が生まれており、注目すべき動きとなっている。その一つに、地域の名産品や伝統技術を生かした商品等を生産する事業に、個人が少額投資を行えるプラットフォームがある⁷。

資金の出し手は、地域の事業者への応援から、あるいは事業者の考え方や少額投資のしくみそのものに共感して、組成されたファンドに出資している。

⁷ ミュージックセキュリティーズ株式会社が運営するプラットフォーム。同社の取り組みについては、巻末資料を参照。

一方、資金の受け手である事業者側では、少額投資を通じて得られた資金を資本とみなせる（資本金借入金）ようになったことにより、銀行からの融資が得られやすくなっている⁸。

地域経済を支える中小企業の事業に、その地域を越えて多くの個人の出資が集まることは、財務的な支援になるだけでなく、事業を応援する『ファン』の存在が中小企業の支えになるという側面もある。

今後は、このような個人と中小企業をつなぐ新しい資金調達の動きに地域金融機関も関与することで、こうした動きが発展していく可能性がある。

Ⅱ．中小企業金融に対する行政の影響

中小企業の新陳代謝の促進や競争力ある中小企業の増加を図る上では、金融行政にも課題がある。

（１）借手保護の政策による弊害

①中小企業金融円滑化法の実施

その一つが 2009 年 12 月より施行された中小企業金融円滑化法である。同法では、金融機関が中小企業等の借手から貸付条件の変更等の申し出を受けた場合に、できる限り対応することを求めた⁹。

同法は、リーマンショック後の中小企業の資金繰りを支援するために一定の役割を果たしたと考えられる。しかし、政府が同法の期限を 2 回延長してきた間には、貸付条件の変更を受けながら、経営改善計画を策定しない中小企業がある等のモラルハザードが発生している。

現在、同法の終了を見据え、地域金融機関による再生ファンドの設立が促されているが、これらのファンドでは不良債権処理が中心になることが予想され、中小企業への長期資金、資本金資金の供給が進むことは考え難い。この際、中小企業の事業再生と成長戦略は別にして考えることが適切である。

⁸ 資本金借入金とは、「借入金」であるものの、金融機関が債務者の財務状況等の判断にあたり、「資本」とみなすことができる「借入金」。2011 年 11 月に、金融検査マニュアルで資本金借入金についての条件が明確化された。既存の借入金を「資本金借入金」に変更することにより、バランスシートが改善し、ニューマネーが供給されやすくなる。

⁹ 中小企業金融円滑化法を受けて実行された貸付条件の変更等は、2012 年 3 月末までの累計で約 289 万件。実行率（申込件数に対する実行件数の比率）は、2011 年 6 月末以降 9 割超（金融問題 PT 第 8 回会合 金融庁 監督局総務課長 西田直樹氏 講演資料参照）。

②政策金融による中小企業支援

また、政策金融による支援は、中小企業のセーフティネットとして重要な役割を持つ一方で、「低利・長期・固定」の貸出は、地域金融機関によるリスクに見合った貸出条件の設定を困難にし、民間金融機関の収益機会を奪っている。

例えば、セーフティネット保証5号（保証割合は借入額の100%）等が中小企業の資金繰りを支えているが、支援策の利用により、公的保証つき貸出は中長期的に増加傾向にあり、信用保証協会の保証残高は高水準になっている。

中小企業金融円滑化法の実施や、信用保証制度の拡充といった過剰な借手保護の政策は、適切な金融機能の発揮を妨げる。その結果、競争力の低い企業から、新事業やより成長性の高い事業に取り組む企業へと資金供給がシフトせず、企業や産業の新陳代謝を阻害する。また、中小企業における事業転換等の経営の見直しも先送りされやすくなる。

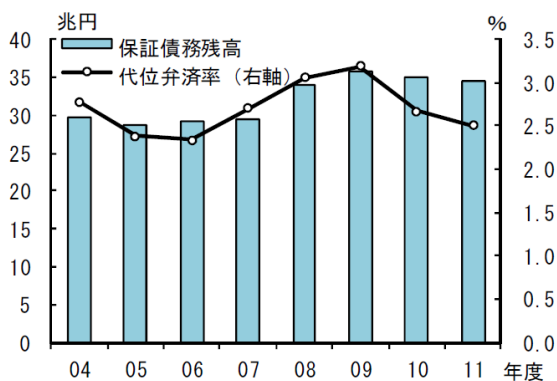
加えて、ミドルリスク・ミドルターン市場の開拓等、わが国の金融市場の健全な発展が進まない要因にもなる。

（２）金融検査マニュアルにおける問題

さらに、1999年に導入された金融検査マニュアル¹⁰は、当初、不良債権処理問題への対応のため、厳正なリスク管理を中心とした内容であったが、現在は「リスク管理」に加え、「金融の円滑化」も柱としており、このことが金融行政に矛盾を生んでいる。

中小企業融資については、2002年に金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を策定し、中小企業の特性¹¹に留意して、その財務や貸出の状況を金融

信用保証協会による保証債務残高と代位弁済率



(注) 代位弁済率＝代位弁済額÷保証債務残高
(資料) 全国信用保証協会「信用保証実績の推移」

出所：日本銀行「2011年度銀行決算の概要」

¹⁰ 金融庁の検査官が金融機関を検査する際の手引書。

¹¹ 中小企業の特性としては、①赤字になりやすい、②債務超過になりやすい、③財務状況の回復に時間が必要、④貸出期間が短い、が挙げられる（金融問題PT 第7回会合 金融庁検査局総務課長 寺田達史氏 講演資料参照）。

機関が柔軟に判断することとしている。また、2度の監督指針、金融検査マニュアルの改訂で、中小企業向け融資の不良債権要件の弾力化措置として、経営改善計画の達成期間や策定期間を緩和した¹²。これらの措置は、中小企業金融円滑化法の終了後も継続される。

中小企業の特性に配慮した検査は重要であるが、不良債権要件の緩和が行き過ぎれば、金融機関の健全性の確保という検査本来の目的と矛盾することにもなりかねない。

（３）預金保険料率の水準についての問題

預金保険料率は、1996年に従前の7倍にあたる0.084%に引き上げられ、現在まで同水準が維持されている。

当時、金融機関の破綻が続き、預金保険機構の資金が枯渇していたが、他方で「金融機関に公的資金を投入しない」、ならびに「破綻金融機関にペイオフを行わず、預金を全額保護する」という二つの方針がとられていた。こうしたなかで、預金の全額保護に必要な財源を確保するために、預金保険料率の水準が引き上げられた。

しかし、その後、金融機関への公的資金投入のしくみができ、ペイオフも行われるようになった（定額保護）ことから、預金保険料率を現行水準に維持する前提が変わっている。また、地域における貸出が減少し、貸出金利は極端に低下している一方で、預金保険料の負担は、預金金利とほぼ同一水準にあり、過大になっている。こうした現状は、地域金融機関の収益を圧迫し、金融機能の発揮を阻害している。

¹² 2008年の監督指針、金融検査マニュアルの改訂では、経営改善計画が5年以内（最長10年以内）に達成されれば、不良債権に区分されないとした（原則では、3年以内での計画達成が必要）。また、2009年12月の中小企業金融円滑化法の実施に合わせて行われた監督指針、同マニュアルの改訂では、貸出条件の変更時より最長1年以内に経営改善計画を策定すれば、不良債権に区分されないとした（原則では、貸出条件の変更時まで策定することが必要）。

提言

I. 地域金融機関による取り組みが必要な提言

地域金融機関が中小企業の成長支援を強化するためには、自身の知識・経験の豊富な蓄積が必要である。地域金融機関には、それらを活用して、独自の技術やビジネスモデルを持ち、成長性のある中小企業を見出し、その成長力を高めることが求められている。中小企業が成長する過程では、設備投資や海外進出を支える長期資金、資本性資金の供給が必要であり、地域金融機関がこの役割を主体的に担うことを期待したい。

(1) 地域金融機関による中小企業への資金供給を拡大する

①成長性のある企業を掘り起こす“ビークル”を形成し、資金需要をつくる

資本性資金を有効に働かせるためには、まずはそうした資金を必要とする事業の育成、既存事業の新規展開等を、金融機関自らバックアップする枠組みが必要である。

すなわち、地域金融機関を中心に、自らのリレーション等をベースとしつつ、成長性が見込まれる候補企業の掘り起こしを行うとともに、育成のノウハウ等は広く外部から求めていく努力も必要である。したがって、第一段階ではこれらを担う“ビークル（枠組み）”を形成することが現実的である。

なお、成長が見込まれる産業・事業としては、先進技術・特殊技術を活用した事業、海外展開が期待できる伝統工芸、地域独特の食品産業、地域資源を活用した観光産業等がある。

この“ビークル”の形成をスタートとして、事業化展開が具体化してくる時点で、実際の資本性資金（メザニンファイナンス、優先株、普通株等）を供給する“ファンド”を金融機関本体とは別に組成することが考えられる。このファンドには当該地域金融機関からの出資はもとより、各方面からの投資資金糾合を行えば、相応のリスクマネーの規模確保と複数機関間でのリスク分散も図れる。

一方、監督当局には、こうした地域金融機関の姿勢を支持していくことを期待したい。

②非財務情報の分析・活用により融資力を高める

融資においては、非財務情報（企業の戦略、経営計画、経営者の評価、技術力や研究開発動向等）の分析・活用に向けた人材育成が鍵であり、以下のような育成策が挙げられる。

- (a) 地域金融機関の人材が中小企業に一定期間出向し、その経営を学ぶ機会を提供する。
- (b) 中小企業の次代の経営を担う後継者に対し、地域金融機関での研修機会を提供する。
- (c) 技術力や知的財産の評価は難しいため、担当者をその業界に一定期間は配置し、企業からのヒアリングスキルの向上や、融資判断に必要な技術に関する理解を深めることができるようにする。

また、地域金融機関が中小企業の事業収益資産に着目し、動産・債権担保融資を増やすことは、企業の事業価値を見極める能力を養う観点からも重要である。もっとも、売掛債権や在庫の評価・管理手法は、不動産に比べ難しいことから、さらなる開発・普及が求められる。

なお、中小企業への貸出業務に向けることができる地域金融機関の経営資源は有限である。したがって、各金融機関の拠点となる地域の経済活性化に寄与する産業分野等に集中して、こうした融資体制の強化に取り組むことが経営資源を効率的に活用する上では重要である。

③債権を流動化させ、市場型間接金融を活用する

一方、地域金融機関の拠点が特定の地域を中心とすることには、その地域の景気動向に金融機関の経営が影響を受けるリスクが伴う。そうしたリスクに対応するには、債権流動化による市場型間接金融の活用が重要である。

このとき債権の流動化促進策として、事業者の資金調達円滑化を図ることを目的に創設された電子債権¹³の利用が考えられる。電子債権では、現行の指名債権譲渡の方法に比べ、債権譲渡の権利移転を確実かつ簡便に行えるという利点もある¹⁴。

¹³ 多くの金融機関が参加する全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）は、全国銀行協会が設立する電子債権記録機関。

¹⁴ 債権の流動性が向上しにくい要因の一つに、指名債権に譲渡禁止特約をつけることがある。でんさいネットでは、譲渡先を参加する金融機関に限定した上で、債権譲渡を禁止することができないようにし、流動化の促進を目指す。

電子債権の譲渡では、取引銀行を通じてでんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行

(2) 中小企業への個人による資金供給の拡大を支援する

ウェブサイト上のプラットフォームを活用して、個人の少額投資による資金を集め、中小企業の事業を支援する動きを拡大していくには、個人が安心して出資できるファンドの組成を継続することが重要である。その方法の一つとしては、中小企業に関する情報蓄積がある地域金融機関が、こうした資金調達の趣旨に合った地域企業の事業を、プラットフォームの運営企業に紹介することが考えられる。

また、地域金融機関自らが出資するファンドから、プラットフォームの運営企業に資本提供をすることも、このような新しい動きに地域金融機関が関与していく方法である。

なお、今後、こうしたスキームをよりリスクのあるベンチャー企業の資金調達に活用する等、さらに発展させるためには法整備の検討も必要である¹⁵。

(3) 中小企業の海外進出に対する支援機能を強化する

①各中小企業の実態に合わせた支援を行う

進出を実現する上では、事業分野や進出地域など、個社の事情に対応するカスタマイズされた情報提供（フィージビリティスタディーや市場調査、現地の税務、法務、会計、物流等に関する情報）やコンサルティングが重要である。今後、地域金融機関と外部専門家との連携を強化し、適正なコストでコンサルティング業務を提供することが求められる。

②公的支援スキームとの連携強化とノウハウの蓄積を進める

今後は、地域金融機関と政策金融機関等との連携強化の効果をより高めることが期待される。

まずは公的支援策を中小企業に周知することが必要だが、その際に、例えば、全国地方銀行協会等が支援策に関する情報をポータルサイトで閲覧できるようにすれば、情報収集が効率化する。また、地域金融機関で支援策の利用を広め、活用実績を踏まえて政府に改善提案をすれば、中小企業や地域金融機関に

うことで、電子債権を譲渡でき（「でんさいネット」ホームページ参照）、対抗要件の具備手続を省略できる。

¹⁵ 米国で2012年4月に成立したJOBS法では、投資家保護を目的にクラウド・ファンディングに関する法律が整備された。

とってより利便性の高い公的スキームの整備につながる。

さらに、政策金融機関等との連携を通じて得られたノウハウを地域金融機関に蓄積し、独自のサービスの開発に活用することも考えられる。

③現地での資金調達方法の多様化を進める

既に、現地の提携金融機関にスタンバイ・クレジットを差し入れることにより、海外進出した中小企業が現地通貨を調達できるようにする方法が浸透している。これに加えて今後は、中長期の米ドル建て融資や、親会社だけでなく現地法人への直接融資の拡大も求められる。

Ⅱ．制度改正、法令改正が必要な提言

地域金融機関が中小企業の成長支援を積極的に行うためには、金融行政において、過剰な借手保護政策を見直す等の環境整備を進めることも必要である。

まずは市場原理や金融原則を歪めている法令を見直し、金融機能を通じた企業、産業の新陳代謝を進めること、また、中小企業への資本性資金の供給については、規制を緩和し、各地域金融機関の経営判断に基づき促進できるようにすることが必要である。

一方、バーゼル銀行監督委員会による自己資本比率規制を受けて、資本性資金の供給拡大や債権の証券化に伴い追加的に生じる資本の負担には、配慮が求められる。より具体的には以下の点を求める。

（１）中小企業金融円滑化法の確実な終了を求める

政府は、中小企業金融円滑化法の期限を再延長することなく、2013年3月末で終了すべきである。また、今後の中小企業支援では、資金繰りの充実を図るよりも事業再生に注力することが重要である。

同法の最終延長を踏まえ、政府では中小企業の経営支援のための政策パッケージを公表している¹⁶。これらは、同法の終了による影響を緩和するために必要な政策ではあるが、支援する中小企業の競争力や成長性を踏まえて、事業再生の見込みを見極めることを期待する。

¹⁶ 政策パッケージは、①金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮、②企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化、③経営改善・事業再生支援の環境整備が柱となっている。

なお、これまでに同法の下で貸出条件の変更等を受けた中小企業の「経営改善計画」が履行されない場合には、原則として条件緩和を見直すことを金融行政上明確化する等、今後は、改善計画の履行に実質的な強制力を持たせることが考えられる。

（２）銀行による事業会社への出資規制を緩和する

地域金融機関から中小企業への資本性資金の供給を拡大するには、銀行による事業会社への出資規制¹⁷を緩和することが望ましい。現在、出資比率の上限は原則５％となっているが、事業再生に取り組む企業への出資等、地域経済の発展への寄与が期待される場合については、相当程度緩和することが妥当である。

（３）所要自己資本をバーゼルの基準よりも下げる

地域金融機関を中心とした中小企業に資本性資金の供給を行うファンドの運営や、地域金融機関での債権流動化を促進するために、自己資本比率規制におけるこれらに関する所要自己資本をバーゼルの基準よりも引き下げることが求められる。

（４）適切な預金保険料率への見直しを検討する

現行の保険料率の前提となった方針¹⁸が変わった以上、預金保険料率は、一旦、元の水準（０．０１２％）に戻すことを望む。その上で、ペイオフ実施の原則や金融機関への公的資金投入について考えを整理することに加え、預金保険機構の責任準備金の必要規模と金融機関の負担能力を議論することも重要である。それらの検討を踏まえ、現在の金融情勢に応じた適切な料率水準について結論を得るべきである。

¹⁷ 銀行法では、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないように、銀行またはその子会社は、合算で国内の一般事業会社の議決権の５％を超えて取得し、または保有することを禁止している。なお、信用金庫等の協同組織金融機関とその子会社の場合は、合算で１０％超の議決権保有が原則禁止されている。

¹⁸ 「金融機関に公的資金を投入しない」、「破綻金融機関にペイオフを行わず、預金を全額保護する」という二つの方針。本提言７ページを参照。

Ⅲ. 金融行政の運営における見直しが必要な提言

金融検査では、中小企業政策や政府の成長戦略との関係から、「金融の円滑化」にも対応した検査を行っているが、これは金融検査が果たすべき役割を越えている。

一方、中小企業金融において政策金融が民業圧迫しないためには、まずは政策金融機関と民間金融機関の役割分担を明らかにすることが課題である。

(1) 信用秩序維持のために、金融検査はリスク管理の検証を中心とする

金融検査は、金融機関のリスク管理の検証という本来の機能を中心としたものに改める必要があり、まずは監督指針ならびに金融検査マニュアルにおける不良債権要件の見直しを望みたい。

(2) 中小企業金融における官民の役割分担を明確化する

政策金融の役割が大きいと考えられるのは、市場メカニズムでは適正な資源配分が実現されない場合、ならびに経済成長に寄与し、かつ民間だけではリスクが取りきれない分野への支援を行う場合である。こうした考えを前提に官民の役割分担を明確化し、政策金融は、あくまでも民業補完に徹すべきである。

なお、政策金融が民業補完として適切に機能していくには、その前提にある政策目的の達成度や費用対効果を定量的・客観的に検証、評価し、結果を業務の見直しや制度の存廃に反映することが重要である。

おわりに

これまでの中小企業政策では、制度融資の充実や手厚い借手保護による資金繰りの支援が景気対策や雇用確保の名の下に行われてきた。しかし、中小企業の競争力を強化するには、事業転換や生産性の向上を促進する政策の実行が期待され、中小企業金融もこうした視点から見直す時期に来ている。

一方、今後、地域における人口減少がさらに進むなかで、地域金融機関にも新たなビジネスモデルが問われている。地域経済の活力を生み出していくには、地域金融機関が中小企業の育成や起業に一層積極的に関わることはもとより、地域の再開発等、新しい街づくりへの参画を通じて、「投融资」先をつくり出す

ことが求められている。

例えば、昨今では、東京からUターンやIターンした人材が、地域で事業を起こす事例も出ており、こうした新しい動きを資本性資金の供給により支援することも考えられる。

中小企業とそれを支える地域金融機関の双方が新たな挑戦に踏み出すことが地域経済の活性化において不可欠であり、そうした各地での取り組みが日本経済の再生にもつながる。

以上

地域金融機関等による中小企業への資金供給活性化に向けた取り組み 事例紹介

参考事例 1 東日本銀行

(1) 顧客組織「東日本倶楽部」の開催

- ・各営業店の顧客との関係強化・情報提供等を目的とした組織で、設立以来 23 年を迎え、総会員数は約 800 名。会合の出席率や浸透度は高く、取引先との関係の根幹をなしている。

全体会合では、各界の著名人・有力者による講演会を実施しており、中小企業経営のヒントを提供するとともに、異業種・多企業との交歓の場としてマッチングにも一役買っている。

また、地域（10 支部）ごとに行う他業態見学や、成長産業の支援を意図した再生可能エネルギー関連のエコセミナー等の開催により、タイムリーな情報提供を行っている。

- ・本倶楽部会員以外の顧客にも、後継者育成と異業種交流を目的とした勉強会、企業経営幹部向けの専門家による指導・勉強会を開催し、門戸を広げている。

(2) 海外進出サポートの一環としての「ミャンマー・ベトナム視察」実施

- ・「お客さまサービス室」のコンサルティング機能の一つとして、「チャイナリスク」を背景に注目される ASEAN からミャンマー、ベトナムを選び、視察を実施。政治体制や社会インフラ面でも未知数の多い両国の視察は、同行した経営者から非常に好評であり、今後他の東南アジア諸国への訪問を継続実施する予定。

(3) 「独自ビジネスモデル先」の積極的評価

- ・中小企業の評価を、定量分析（決算書）だけではなく定性分析（独創性・成長性・潜在性）に重きを置いて行っている。

具体的には、技術、技能、特異な販売ノウハウ等を持つ企業を営業店と本部が一体となって評価し、「独自ビジネスモデル先」と認定した企業に対して、金融的支援（貸出金・私募債等の対応）や側面サポート支援（事業承継・経営相談等）を行う取り組み。2013 年 1 月現在、534 先をリストアップし、その絞込みと支援の在り方の検討を開始している。

(4) 地域活性化による地域経済への貢献

- ・顧客を取引先の中小企業や個人としてだけでなく、「地域」全体として捉え、地元で預かる預金は、地元の顧客に融資する方針を貫いている。2013 年 1 月現在、特に首都圏という地の利を生かして、京橋と勝どきを含める 4 つの地域再開発事業に積極的に参画し、新しい町づくりに貢献している。

参考事例 2 多摩信用金庫

(1) 事業支援施設「Win プラザ多摩センター」の設置

- ・事業者・支援機関・運営者（多摩信用金庫）が一体となり取り組むことにより「新しいビジネス」の創造や事業者の課題解決を実現する事業支援施設。各種セミナーの開催のほか、専門家による創業、法律、経営・税務等に関する相談会も開催している。

(2) TAMA NEXT リーダープログラムの実施

- ・本プログラムは、明星大学と多摩信用金庫が主催で、理論と実践のカリキュラムから、多摩地域の次世代ビジネスリーダーを育成することを目的に開設している。次世代ビジネスリーダーに必要な知識と実践力を体系的に身につけ、新たなビジネスモデルの創出から実現可能な経営計画・資金計画まで中小企業の“真の発展”に貢献できる「知恵」と「ソリューション」を提供するプログラムとなっている。

(3) 海外展開の支援

- ・海外ビジネスミッションの実施やセミナーの開催だけでなく、個別企業に対し、海外展開支援機関との同行訪問によるサポートも行っている。

参考事例 3 西武信用金庫

(1) ビジネスイベントの開催

- ・異業種・多企業との出会いの場、新ビジネス創出の場として、「ビジネスフェア from TAMA」を開催。「産・学・官」の技術連携と、多業種・多企業とのマッチングを実現している。

(2) 中小企業への専門家派遣

- ・経営、法律、知財、財務、マーケティング等に関する中小企業の課題への対応として、同金庫のネットワークを生かし、様々な分野の専門家（中小企業診断士、税理士・公認会計士、大手企業OB等）を中小企業に派遣する事業を行っている。

(3) 事業承継支援センターの設置

- ・後継者育成機関の紹介、自社株評価、M&A 等、事業承継に関わる課題解決をサポートする専門家の派遣を行っている。

* 第4回金融問題 PT（2012年8月6日）での佐藤浩二 多摩信用金庫 理事長、ならびに落合寛司 西武信用金庫 理事長の講演資料、両金庫ホームページ参照。

参考事例 4 ミュージックセキュリティーズ

(1) 設立 : 2001 年 11 月

(2) 業務内容 :

- ・ 事業の証券化業務（マイクロ投資プラットフォームの運営）
- ・ 音楽制作・販売・著作権管理業務

(3) 本マイクロ投資のしくみ

- ・ ミュージックセキュリティーズが主に中小企業の事業を対象にファンドを組成し、個人から少額投資を募り、匿名組合（※）の方式で事業に出資する。
- ・ 同社は、インターネットを活用し、個人からの出資を募る際のプラットフォームを運営する。
- ・ 償還は、事業者（以下、営業者）の売上げの一部を契約時に決めた割合で分配して行う。

（※）商法 535 条 匿名組合契約は、当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる。

(4) スキーム活用状況（2013 年 1 月 23 日現在）

- ・ 利用事業者数 : 90 社
- ・ ファンド本数 : 175 本（募集・運営中 : 93 本、償還済 : 82 本）
- ・ 登録会員数 : 約 5.5 万人

(5) セキュリテ被災地応援ファンド :

- ・ 東日本大震災の被災から立ち上がる事業者を、出資を通じて応援するファンド。
- ・ 本ファンドでは、1 口出資金 5,000 円と寄付金 5,000 円とし（別途、出資金取扱手数料として 500 円）、資金使途は、全額個別営業者の事業に活用されるが、半額は寄付金とし、返済不要。

＜セキュリテ被災地応援ファンドの事例＞

○八木澤商店しょうゆ醸造ファンド（募集開始 2011 年 11 月 29 日）

- ・ 出資募集最大総額 : 50,000,000 円（10,000 口）
- ・ 資金用途 : しょうゆ工場建設

* 第 9 回金融問題 PT（2012 年 11 月 20 日）での小松真実 ミュージックセキュリティーズ株式会社 代表取締役の講演資料、ならびに同社ホームページ参照

2012年度金融問題PT

(敬称略)

委員長

前 原 金 一 (経済同友会 副代表幹事・専務理事)

副委員長

佐 藤 義 雄 (住友生命保険 取締役社長)

早 川 洋 (浜銀総合研究所 取締役会長)

廣 澤 孝 夫 (企業活力研究所 理事長)

委員

石 井 道 遠 (東日本銀行 取締役頭取)

小 野 傑 (西村あさひ法律事務所 代表パートナー)

門 脇 英 晴 (日本総合研究所 特別顧問)

加 納 望 (富士石油 常務取締役)

古 宮 正 章 (日本政策投資銀行 取締役常務執行役員)

田 代 桂 子 (大和証券 執行役員)

堀 井 昭 成 (キャノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問)

本 田 桂 子 (マッキンゼー・アンド・カンパニー・インコーポレイテッド・ジャパン ディレクター)

蓑 田 秀 策 (KKRジャパン 取締役社長)

安 淵 聖 司 (日本GE 取締役 GEキャピタル社長兼CEO)

山 口 公 生 (第一生命経済研究所 特別顧問)

山 添 茂 (丸紅 取締役専務執行役員)

以上16名

事務局

齋 藤 弘 憲 (経済同友会 政策調査 第1部 部長)

宮 崎 喜久代 (経済同友会 政策調査 第1部 マネジャー)